

博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

博物館条例の一部を改正する条例

博物館条例（昭和55年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（博物館協議会） 第10条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第20条第1項</u> の規定に基づき、博物館に岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2・3 [略] 別表（第6条関係）			（博物館協議会） 第10条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第23条第1項</u> の規定に基づき、博物館に岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2・3 [略] 別表（第6条関係）		
区 分	個 人	20人以上の団体	区 分	個 人	20人以上の団体
学生	<u>140円</u>	1人につき <u>70円</u>	学生	<u>150円</u>	1人につき <u>80円</u>
一般	<u>310円</u>	1人につき <u>140円</u>	一般	<u>330円</u>	1人につき <u>150円</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。